

世界中のデジタルノマドが集う国際カンファレンス
の開催に係る業務委託 募集要領

令和7年3月

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課

I 業務委託契約の概要

(1) 業務名

世界中のデジタルノマドが集う国際カンファレンスの開催に係る業務委託

(2) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

※ただし、本公募は本業務委託に関する令和7年度当初予算案の成立を前提とする。

(3) 目的

海外においては、「デジタルノマド」とよばれるIT技術により場所を選ばず働くことのできる人々が年々増加しており、デジタルノマド専用のビザを発給する国は約50か国・地域にも及ぶ等、その受入れに向けた都市間競争が進んでいる。

本市においては、全国に先駆けて令和5年度にデジタルノマド誘致の取組みを開始し、令和6年度においては誘致イベントに係る参加者数及び滞在消費が大きく向上する等、着実に成果が上がっている。

令和7年度においては、昨年度から開催しているデジタルノマドを集客する国際カンファレンスの開催について、様々な趣向を凝らした更なる内容の充実を図ると共に、多様な手法でのプロモーションを実施することにより、カンファレンスの質や規模の拡大、ひいてはデジタルノマド滞在都市としての本市の国際的なプレゼンス向上に繋げるものである。

※本仕様書において、「デジタルノマド」とは、“ITを活用し、旅をしながら働くことにより、旅先で長期間の滞在を行う者”とする。

(4) 提案限度価格

20,000 千円（上限額、消費税及び地方消費税含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

(5) 企画提案要望の内容

資料 I 「仕様書」のとおり

2 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JV のすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JV として参加する場合は、構成員のすべてがその他の JV の構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) 質問受付締切 | 令和7年 3月 17日（月）13時00分 |
| (2) 質問回答 | 令和7年 3月 19日（水）ホームページ上に公開予定 |
| (3) 参加申込締切 | 令和7年 3月 21日（金）17時00分 |
| (4) 企画提案書データ提出締切 | 令和7年 3月 27日（木）17時00分 |
| (5) 参加申込書一式・提案書原本提出締切 | 令和7年 3月 28日（金）17時00分 |
| (6) 提案競技審査 | 令和7年 3月 31日（月）予定 |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年 4月 1日（火）予定 |
| (8) 事業契約締結 | 令和7年 4月 1日（火）以降 |

※提案競技審査当日は、対面又はオンラインによるプレゼンテーションを実施する。

4 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

応募を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和7年3月17日（月）13時00分までに質問書を提出すること。

(1) 質問書提出先

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階
電話番号：092-711-4353 FAX:092-733-5901
メールアドレス：kankosangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

(2) 質問書提出方法

様式Ⅰ「質問書」により、(1)に示す電子メールでのみ受け付ける。

なお、様式Ⅰ「質問書」を提出した際は、念のため(1)に記載する電話番号に連絡すること。

(3) 質問についての回答

回答は、令和7年3月19日（水）に福岡市のホームページ上に掲載する予定

5 参加申込・企画提案書の提出

(1) 提出締切

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①提案競技参加申請書（様式2）のデータ | 令和7年3月21日（金）17時00分 |
| ②企画提案書データ | 令和7年3月27日（木）17時00分 |
| ③参加申込書・企画提案書（一式）の原本 | 令和7年3月28日（金）17時00分 |

(2) 提出方法

上記(1)の①②については、提出締切までに、(4)に記載する提出先へ電子メールにて提出すること。電子メール送付後は必ず(4)に記載する電話番号に連絡すること。データはPDF形式とし、①はファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_参加申請書」、②はZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()内には各々必要事項を記載)とすること。

また、③の原本については令和7年3月28日（金）17時（必着）までに、特定記録または簡易書留で郵送すること。また、持参する場合は、(4)に記載する住所へ持参すること。

なお、期日までに提出がなされなかった場合は失格とする。

(3) 提出部数

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| ①参加申込書（一式） | 原本：1部 |
| | 電子データ：1ファイル ※提案競技参加申請書（様式2）のみ |
| ②企画提案書等（一式） | 原本：原本：正本1部、副本7部 |
| | 電子データ：各1ファイル（正本、副本） |

(4) 提出先・問い合わせ先

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課（担当：鍋田、横山）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階

電話番号：092-711-4353 FAX:092-733-5901

<提出先メールアドレス> kankosangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※提出時のメール件名は下記としていただきますようお願いいたします。

「【デジタルノマドが集う国際カンファレンスの開催に係る企画提案】【社名】」

(5) 提出書類

ア 参加申込書関係

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑤の提出を免除する。(②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申請書（様式 2）

注）JV で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書（法人の場合）

注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注）法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注）福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税および地方消費税納税証明書

注）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注）証明書の種類は「納税証明書（その 3）」を選択すること（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）。

⑥ 委任状（様式第 1-2 号）

注）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第 1-2 号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書（様式第 1-3 号）

注）様式第 1-3 号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿（様式第 1-4 号）

注）様式第 1-4 号に、代表者および役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注）直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出

すること。なお、創業年数の関係上、2年分の資料が提出できない場合には創業年月日が分かる資料を提出の上、提出可能な資料を提出すること。
注) 個人の場合は、様式第1-5号をもとに作成のうえ提出すること。

イ 企画提案書関係

① 企画提案書の内容

資料1「仕様書」、資料2「企画提案書等作成要領」を参照のうえ作成すること。

② 企画提案書と同時に提出する書類

下記様式を、企画提案書データ、及び原本提出の際に同時に提出すること。

様式4「配置計画」、様式5「見積書」

6 提案競技選定委員会

(1) 日程

令和7年3月31日(月)(予定)

(2) プレゼンテーション時間

25分(説明15分・質疑応答10分 ※提案事業者数によって説明時間を変更する場合あり)

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(3) 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会(以下「選定委員会」という)にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「提案項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※提案競技に参加する事業者が1者の場合であっても、提案競技を実施する

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(4) 結果通知

令和7年4月1日(火)以降に電子メールで担当者に連絡する。また、併せて福岡市のホームページにおいて公表する。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

7 採点方法および契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料3「提案項目配点表」の配点によって委員が採点を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

総合点(100点)	=	内容点(95点)	+	価格点(5点)
-----------	---	----------	---	---------

各項目の配点および価格点の算出方法は、資料3「評価項目配点表」のとおり。

(3) 最低基準について

以下のとおり、総合点に最低基準を設ける。

各委員の総合点の合計点が6割に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続

選定委員会での選考に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

8 その他の留意事項

- (1) 本件企画提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された企画提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 企画提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は企画提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

9 添付資料

【 資 料 】

資料1 仕様書

資料2 企画提案書等作成要領

資料3 評価項目配点表

【 様 式 】

様式1 質問書

様式2 提案競技参加申請書

様式3 提案競技参加辞退届

様式4 配置計画

様式5 見積書

様式第1-2 委任状

様式第1-3 誓約書

様式第1-4 役員名簿

様式第1-5 個人用財務諸表

参 考 共同事業体協定書ひな形

参 考 共同事業体構成団体一覧ひな形

以上